

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年3月17日

**【会社名】** 株式会社ミサワ

**【英訳名】** Misawa & Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 三澤 太

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区目黒一丁目4番16号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの場所」で行っております。)

**【電話番号】** (03)5793 - 5500 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 鈴木 裕之

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

**【電話番号】** (03)5793 - 5500 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 鈴木 裕之

**【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集（売出）金額】**

一般募集	291,383,000円
引受人の買取引受による売出し	480,369,000円
オーバーアロットメントによる売出し	118,679,000円

(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

**【安定操作に関する事項】**

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	330,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年3月17日(火)開催の取締役会決議によります。
2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から126,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成27年3月17日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式126,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年3月24日(火)から平成27年3月27日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	330,000株	291,383,000	145,691,500
計(総発行株式)	330,000株	291,383,000	145,691,500

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1 . 2 . 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1 . 2 .	未定 (注) 1 .	100株	自 平成27年 3月30日(月) 至 平成27年 3月31日(火) (注) 3 .	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年 4月 3日(金)

(注) 1 . 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年 3月24日(火)から平成27年 3月27日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売価の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売価の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.unico-fan.co.jp/ir/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年 3月23日(月)から平成27年 3月27日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年 3月24日(火)から平成27年 3月27日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年 3月24日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年 3月25日(水) 至 平成27年 3月26日(木)」

発行価格等決定日が平成27年 3月25日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年 3月26日(木) 至 平成27年 3月27日(金)」

発行価格等決定日が平成27年 3月26日(木)の場合、申込期間は「自 平成27年 3月27日(金) 至 平成27年 3月30日(月)」

発行価格等決定日が平成27年 3月27日(金)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、平成27年 4月 6日(月)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 中目黒支店	東京都目黒区上目黒一丁目26番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	330,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		330,000株	

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
291,383,000	8,000,000	283,383,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額283,383,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限109,255,000円と合わせた手取概算額合計上限392,638,000円について、全額を新規出店、既存店舗の移転による店舗内装設備及びシステム開発のための設備投資資金に充当する予定であります。

計画といたしましては、新規出店、既存店舗の移転による店舗内装設備のため127,000千円を平成28年1月期中に、115,000千円を平成29年1月期中に、115,000千円を平成30年1月期中に充当し、残額を基幹システム及び分析システムの開発のため平成30年1月までに充当する予定であります。

当社は、自分の個性や感性でモノを選び、スタイルやセンスを優先し、情緒的で心の満足を追求するような高感度なユーザーをターゲットとし、家具・ファブリック及びインテリア・雑貨等の企画・販売をするライフスタイルショップunicoを運営しております。出店戦略においては地域や商業施設の特性、近隣の自社店舗との競合等について慎重に検討した出店計画を立てることが重要であると考えております。そのような出店戦略のもと、新規出店については12店舗、既存店舗の移転については1店舗(unico梅田)を予定しております。また、システム投資については、業務効率化を目的とし、新基幹システムの開発・移行及び基幹システム上のデータベースを抽出・分析するための分析システム開発を予定しております。

なお、当社グループにおける重要な設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年3月24日(火)から平成27年3月27日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	510,000株	480,369,000	東京都目黒区 三澤 太 480,000株 千葉県我孫子市 尾張 睦 30,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所にお ける当社普通 株式の普通取引 の終値(当日に 終値のない場合 は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90~ 1.00を乗じた価 格(1円未満端 数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注)1. 2.	自平成27年 3月30日(月) 至平成27年 3月31日(火) (注)3.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店並び に全国各 支店及び 営業所	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社S B I証券	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年3月24日(火)から平成27年3月27日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.unicon-fan.co.jp/ir/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 株式の受渡期日は、平成27年4月6日(月)であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年3月23日(月)から平成27年3月27日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年3月24日(火)から平成27年3月27日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年3月24日(火)の場合、申込期間は「自平成27年3月25日(水)至平成27年3月26日(木)」

発行価格等決定日が平成27年3月25日(水)の場合、申込期間は「自平成27年3月26日(木)至平成27年3月27日(金)」

発行価格等決定日が平成27年3月26日(木)の場合、申込期間は「自平成27年3月27日(金)至平成27年3月30日(月)」

発行価格等決定日が平成27年3月27日(金)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意下さい。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	258,000株
S M B C 日興証券株式会社	193,200株
株式会社S B I証券	58,800株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	126,000株	118,679,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から126,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.unico-fan.co.jp/ir/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 売出価額の総額は、平成27年3月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成27年3月30日(月) 至 平成27年3月31日(火) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。
4. 株式の受渡期日は、平成27年4月6日(月)であります。  
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。  
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日(火))現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、平成27年4月6日(月)に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から126,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、126,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年3月17日(火)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式126,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成27年4月21日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年4月16日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式	126,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。	

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | みずほ証券株式会社  |
| (5) 申込期間(申込期日)       | 平成27年4月20日(月)  |
| (6) 払込期日             | 平成27年4月21日(火)  |
| (7) 申込株数単位           | 100株   |

## 2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年3月24日(火)の場合、「平成27年3月27日(金)から平成27年4月16日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月25日(水)の場合、「平成27年3月28日(土)から平成27年4月16日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月26日(木)の場合、「平成27年3月31日(火)から平成27年4月16日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月27日(金)の場合、「平成27年4月1日(水)から平成27年4月16日(木)までの間」

となります。

## 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三澤 太及び尾張 睦は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 4 新株予約権の発行について

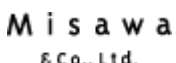
平成27年3月17日(火)開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.unico-fan.co.jp/ir/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間( 1 ))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り( 2 )又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り( 2 )に係る有価証券の借入れ( 3 )の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

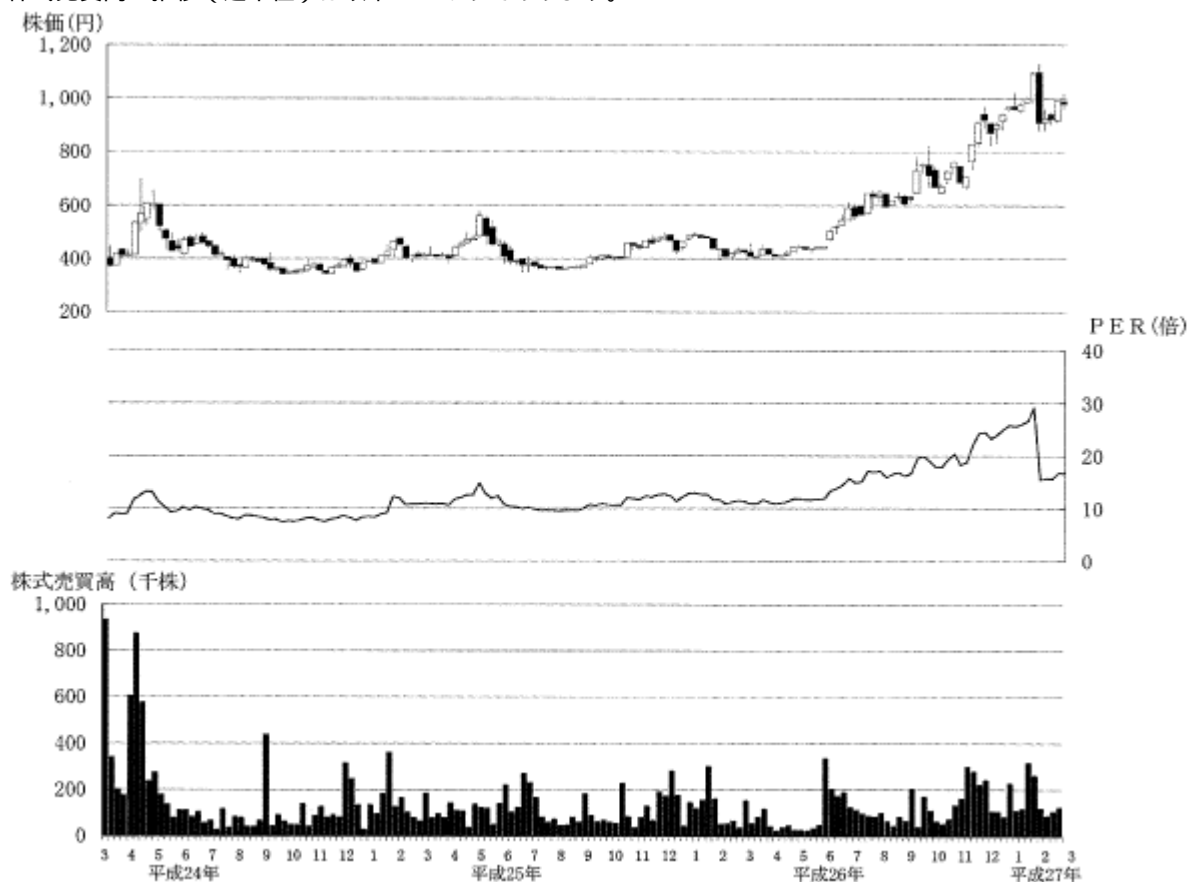
- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年3月18日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年3月24日から平成27年3月27日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
  - ・先物取引
  - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
  - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

### 1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年3月12日から平成27年3月6日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1. 当社は、平成27年2月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2.乃至4.に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
2. 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成27年2月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を3で除して得た数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

週末の終値については、平成27年2月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を3で除して得た数値を週末の終値としております。

平成24年3月12日から平成25年1月31日については、平成24年1月期有価証券報告書の平成24年1月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

平成25年2月1日から平成26年1月31日については、平成25年1月期有価証券報告書の平成25年1月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

平成26年2月1日から平成27年1月31日については、平成26年1月期有価証券報告書の平成26年1月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用。

平成27年2月1日から平成27年3月6日については、平成27年3月10日に公表した平成27年1月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4. 株式売買高について、平成27年2月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に3を乗じて得た数値を株式売買高としております。

## 2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年9月17日から平成27年3月6日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年2月28日現在)以下のとおりとなっております。

#### 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社 unico大分	大分県 大分市	unico事業	店舗	22,000		増資資金	平成27年 2月	平成27年 3月	(注)2
提出会社 unico梅田	大阪府 大阪市 北区	unico事業	店舗	30,000		増資資金	平成27年 3月	平成27年 4月	(注)2
提出会社 平成28年1月 期に出店予定 の4店舗		unico事業	店舗	110,000		増資資金	平成27年 9月 ~平成27年 12月	平成27年 10月 ~平成28年 1月	(注)2
提出会社 平成29年1月 期に出店予定 の3店舗		unico事業	店舗	80,000		増資資金	平成28年 2月 ~平成28年 8月	平成28年 3月 ~平成28年 9月	(注)2
提出会社 平成30年1月 期に出店予定 の4店舗		unico事業	店舗	115,000		増資資金	平成29年 2月 ~平成29年 12月	平成29年 3月 ~平成30年 1月	(注)2
提出会社 本社	東京都 目黒区	unico事業	基幹 システム	151,000		自己資金及 び増資資金	平成26年 11月	平成29年 2月	
提出会社 本社	東京都 目黒区	unico事業	分析 システム	23,000		自己資金及 び増資資金	平成27年 6月	平成28年 3月	

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当該計画は新店舗の出店のため、生産能力の大幅な増加はありません。

### 2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期事業年度)及び四半期報告書(第56期 第3四半期)(訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日)までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_ 罫を付しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 〔事業等のリスク〕

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日)現在において当社グループが判断したものであります。

## 経済状況について

当社グループは、家具・ファブリック等及びインテリア・雑貨等の企画・販売を行うunico事業が中核となっており、国内の景気後退に伴う消費の縮小は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 競合について

家具・ファブリック等及びインテリア・雑貨等の企画・販売業界において、資本力があり、既存店舗数が多く営業基盤が強固で、かつ知名度を有する会社が、当社グループと類似するコンセプトを掲げ、当社グループのターゲット顧客層への販売を強化してきた場合、競争が激化し、価格が下落するなどして、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 為替相場の変動について

当社グループは、主要商品である家具の多くを海外の製造委託先で生産し輸入しております。海外製造委託先との取引に関し、一部円建てでの取引となっておりますが、外貨建てでの取引に関しては為替相場の変動の影響を受けることとなります。為替相場の変動リスクに対して、当社グループでは、多品種小ロットでの商品開発や、商品開発の段階において将来の為替相場の変動を見込み仕入価格や販売価格を決定した商品を適宜リリースし、商品構成の入れ替えを行うなど商品政策や商品開発のサイクルにて対応を図っております。このため、現在為替予約等は行っておりません。しかし、当社グループの想定を超え為替相場が急激かつ大幅に変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 海外の協力工場について

当社グループの海外の協力工場は東欧、アジアと分散しており、また新規の国内、海外協力工場の発掘に努めておりますが、商品別に生産委託をしているため、一部の地域で戦争・テロ・多国間での紛争及び摩擦・政情不安・自然災害・伝染病・ストライキ等が発生した場合、その地域で生産している商品の供給が一時的にストップし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 人材の確保について

当社グループは、自社で企画開発し、差別化された商品を、ある一定の感度を持つ顧客層に働きかけていく経営戦略を採っております。そのためには、ブランドイメージを保ったまま新商品を企画開発していくことが必要となりますが、今後、当社グループが必要とする企画開発力のある人材を計画通り、必要な時期に確保することができなかった場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 品質管理について

当社グループの商品については、商品化を行う前に十分な検証を行い、品質の維持管理に努めておりますが、万一、当社グループの商品に不具合が発生した場合は、協力工場における修正対応に時間がかかり、その間、商品の供給が一時的にストップし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 個人情報の管理について

当社グループでは、販売商品の特性上、配送となるケースが多く、また、オンラインショップでの販売も行っており、顧客の氏名・住所などの個人情報をお預かりしております。そのため、個人情報保護規程を制定し、社員教育を積極的に行うなど、各種情報を管理する体制の構築に努めております。しかし、不測の事態により個人情報が外部に漏洩した場合には、社会的な信用低下により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 新規事業について

当社グループは、「自分にも地球にも心地よい、健康で感性豊かなライフスタイルの普及」という経営理念に基づいて、現在unicoブランドによる家具・ファブリック及びインテリア・雑貨の販売並びに飲食事業を行っております。今後、この経営理念の達成のため新規事業の展開を行う可能性があります。しかし、新規事業は不確定要素が多く、事業計画通り達成できなかった場合は、それまでの投資負担が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 当社の組織体制について

当社グループの組織体制は、平成27年1月期連結会計年度末現在、当社グループで合計426名となっております。内部管理体制については規模に応じた適切な体制となっておりますが、今後の事業拡大に合わせて内部管理に係る人員の確保、体制の強化が順調に進まなかった場合、社内の業務推進に支障が出ることにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### food事業について

当社グループは、「自分にも地球にも心地よい、健康で感性豊かなライフスタイルの普及」という経営理念に基づき、unico事業の展開を行っておりますが、同経営理念を遂行するため、都内に飲食店を2店舗展開しております。food事業に関しましては、食材の安全性、衛生面等、十分注意して運営を行っておりますが、万が一当社グループの提供するサービスにおいて食の安全性が疑われる等の事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 減損損失について

当社グループは、減損会計を適用することによって、四半期毎に各拠点において減損兆候の判定を行っております。今後、当社グループが出店している地域又は商業施設において、当社グループがメインターゲットとする顧客層の集客が減り、不採算店舗が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 敷金及び保証金について

当社グループは、賃借物件に店舗を設営しており、設営時に賃貸人に対して差し入れた敷金及び保証金の総資産に占める割合は、平成27年1月期連結会計年度末現在、11.5%となっております。今後、賃貸人の経営状況が悪化した場合には、当該店舗にかかる敷金及び保証金の返還、または店舗営業の継続に支障が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 出店施策について

当社グループでは、新規出店をメインターゲットとなる女性の集客の見込めるエリアや商業施設中心に行っておりますが、新規店舗の採算性、経済環境や地域の特性等の諸条件により、計画通りに出店エリアを選定することができない可能性があります。このような場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。



### シリーズの展開について

当社グループの展開するunico事業はブランドの鮮度を維持するため、計画的に新しいシリーズの新規開発を行っております。しかし、万が一、新規開発されるシリーズの販売不振が続き、かつ、既存シリーズの陳腐化が進んだ場合には、ブランドの鮮度が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、業績向上への意欲を高めることを目的として、当社グループの役員及び従業員に対して、ストックオプションによる新株予約権の発行を行っております。本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日)現在、新株予約権の目的となる株式数は21,600株であり、発行済株式総数6,636,600株の0.3%に相当します。なお、平成27年3月17日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。発行決議した新株予約権の目的となる株式数は330,000株であり、発行済株式総数6,636,600株の5.0%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期事業年度)の提出日(平成26年4月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月17日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

平成26年4月28日提出の臨時報告書

### 1 提出理由

当社は、平成26年4月25日開催の当社第55回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成26年4月28日に以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

### 2 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年4月25日

#### (2) 決議事項の内容

議案 監査役1名選任の件

監査役として、成井昭臣を選任する。

#### (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
議案 監査役1名選任の件 成井 昭臣	14,958	42	0	(注)	可決 90.9

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

#### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

平成27年3月17日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社は、平成27年3月17日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成27年3月17日に以下の臨時報告書を提出しております。

## 2 報告内容

イ 銘柄 株式会社ミサワ 第3回新株予約権証券

ロ 新株予約権の内容

### (1) 発行数

3,300個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。)

### (2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価額は、平成27年3月18日に決定するものとし、第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階)が同日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の終値、株価変動率(年率)、配当利率(年率)、安全資産利子率(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額満期までの期間5.1年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて算出した本新株予約権の価値と同額とする。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

### (3) 発行価額の総額

未定

### (4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式)とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成27年3月18日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成27年5月1日から平成32年4月30日(但し、平成32年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成29年1月期及び平成30年1月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

(a) 平成29年1月期の営業利益が905.8百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(b) 平成30年1月期の営業利益が1,063.6百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権者は本新株予約権の割当後、180日間は一切譲渡は出来ないものとし、180日経過後の本新株予約権の譲渡に関しては当社取締役会決議による承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役及び従業員 105名 3,300個 (330,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項なし

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

へ 新株予約権の割当日

平成27年5月1日

以上

#### 4 最近の業績の概要

平成27年3月10日開催の取締役会において承認された第56期連結会計年度(自平成26年2月1日至平成27年1月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

ただし、金額については千円未満について切り捨てて表示しております。

## 連結財務諸表

## ( 1 ) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年1月31日)	当連結会計年度 (平成27年1月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	500,856	442,895
売掛金	390,766	459,653
商品及び製品	984,818	1,039,195
仕掛品	13,530	28,147
原材料及び貯蔵品	70,055	108,499
繰延税金資産	30,376	36,222
その他	123,182	195,123
流動資産合計	2,113,585	2,309,736
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	1 420,520	1 515,793
機械装置及び運搬具（純額）	1 54,163	1 66,815
工具、器具及び備品（純額）	1 38,881	1 46,384
土地	814	814
リース資産（純額）	1 14,091	1 7,650
建設仮勘定	1,565	6,996
有形固定資産合計	530,037	644,454
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	66,721	75,952
その他	236	236
無形固定資産合計	66,957	76,188
<b>投資その他の資産</b>		
繰延税金資産	82,404	142,519
敷金及び保証金	368,153	417,209
その他	11,236	14,672
投資その他の資産合計	461,794	574,401
固定資産合計	1,058,788	1,295,044
資産合計	3,172,374	3,604,781

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年1月31日)	当連結会計年度 (平成27年1月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	247,908	244,486
短期借入金	236,392	-
1年内返済予定の長期借入金	299,870	331,999
リース債務	6,575	6,575
未払金	154,762	173,424
未払法人税等	175,747	210,031
前受金	293,310	253,683
賞与引当金	37,107	55,797
その他	133,800	291,932
流動負債合計	1,585,475	1,567,929
固定負債		
長期借入金	404,961	502,993
リース債務	7,671	1,095
退職給付引当金	8,055	-
退職給付に係る負債	-	8,504
資産除去債務	29,719	31,345
固定負債合計	450,407	543,939
負債合計	2,035,883	2,111,869
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	206,274	206,283
資本剰余金	186,274	186,283
利益剰余金	748,489	1,118,206
自己株式	155	190
株主資本合計	1,140,882	1,510,582
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	4,391	17,670
その他の包括利益累計額合計	4,391	17,670
純資産合計	1,136,490	1,492,912
負債純資産合計	3,172,374	3,604,781

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成25年2月1日 至平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自平成26年2月1日 至平成27年1月31日)
売上高	6,320,092	7,641,941
売上原価	1 2,643,012	1 3,209,268
売上総利益	3,677,080	4,432,672
販売費及び一般管理費	2 3,175,405	2 3,786,596
営業利益	501,675	646,076
営業外収益		
受取利息	142	131
為替差益	-	14,586
運送事故受取保険金	6,618	3,758
保険解約返戻金	-	6,146
その他	3,586	1,741
営業外収益合計	10,347	26,364
営業外費用		
支払利息	9,593	6,102
為替差損	12,033	-
その他	4,300	3,721
営業外費用合計	25,927	9,824
経常利益	486,095	662,616
特別利益		
受取損害賠償金	25,818	-
特別利益合計	25,818	-
特別損失		
固定資産除却損	-	3 9,400
減損損失	4 11,279	4 5,665
特別損失合計	11,279	15,066
税金等調整前当期純利益	500,634	647,549
法人税、住民税及び事業税	291,580	343,793
法人税等調整額	25,852	65,960
法人税等合計	265,728	277,832
少数株主損益調整前当期純利益	234,905	369,716
当期純利益	234,905	369,716

## 連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成25年2月1日 至平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自平成26年2月1日 至平成27年1月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	234,905	369,716
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	9,626	13,278
その他の包括利益合計	1 9,626	1 13,278
包括利益	225,278	356,438
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	225,278	356,438
少数株主に係る包括利益	-	-



## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	206,215	186,215	513,584	93	905,921	5,235	5,235	911,156
当期変動額								
新株の発行	58	58			117			117
当期純利益			234,905		234,905			234,905
自己株式の取得				61	61			61
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						9,626	9,626	9,626
当期変動額合計	58	58	234,905	61	234,961	9,626	9,626	225,334
当期末残高	206,274	186,274	748,489	155	1,140,882	4,391	4,391	1,136,490

当連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	206,274	186,274	748,489	155	1,140,882	4,391	4,391	1,136,490
当期変動額								
新株の発行	9	9			18			18
当期純利益			369,716		369,716			369,716
自己株式の取得				35	35			35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						13,278	13,278	13,278
当期変動額合計	9	9	369,716	35	369,699	13,278	13,278	356,421
当期末残高	206,283	186,283	1,118,206	190	1,510,582	17,670	17,670	1,492,912

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	500,634	647,549
減価償却費	120,516	150,905
減損損失	11,279	5,665
賞与引当金の増減額(は減少)	10,596	18,689
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,071	449
貸倒引当金の増減額(は減少)	878	-
固定資産除却損	-	9,400
受取利息	142	131
支払利息	9,593	6,102
受取損害賠償金	25,818	-
売上債権の増減額(は増加)	146,519	68,886
たな卸資産の増減額(は増加)	256,980	95,340
仕入債務の増減額(は減少)	90,011	4,228
前受金の増減額(は減少)	110,272	39,627
前渡金の増減額(は増加)	7,348	5,568
未払金の増減額(は減少)	54,729	9,983
未払消費税等の増減額(は減少)	25,089	82,665
その他	37,520	28,340
小計	483,449	757,104
利息及び配当金の受取額	142	131
利息の支払額	10,240	5,481
法人税等の支払額	263,780	315,697
営業活動によるキャッシュ・フロー	209,570	436,056
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	122,319	237,957
無形固定資産の取得による支出	43,007	34,986
敷金及び保証金の差入による支出	54,053	104,324
敷金及び保証金の回収による収入	-	9,094
その他	3,435	19,935
投資活動によるキャッシュ・フロー	222,816	388,109
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,983	236,392
リース債務の返済による支出	8,486	6,575
長期借入れによる収入	500,000	500,000
長期借入金の返済による支出	352,663	369,839
株式の発行による収入	117	18
自己株式の取得による支出	61	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	134,921	112,824
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,383	6,916
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	128,059	57,960
現金及び現金同等物の期首残高	372,796	500,856
現金及び現金同等物の期末残高	1 500,856	1 442,895

## ( 5 ) 連結財務諸表に関する注記事項

( 継続企業の前提に関する注記 )

該当事項はありません。

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Lamon Bay Furniture Corp.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちLamon Bay Furniture Corp.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ デリバティブ

時価法

##### ロ たな卸資産

商品

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

製品及び仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～31年
機械装置及び運搬具	2～8年
工具、器具及び備品	3～10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ロ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法により、自己都合退職による期末要支給額から公益財団法人東法連特定退職金共済会からの給付金相当額を控除した金額を計上しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において表示していた「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。）の適用に伴い、当連結会計年度より、「退職給付に係る負債」として表示しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、表示の組替えは行っておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額」（前連結会計年度 25,089千円）は金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (平成26年1月31日)	当連結会計年度 (平成27年1月31日)
585,513千円	628,370千円

(連結損益計算書関係)

1 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
304千円	3,586千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
従業員給料及び手当	774,591千円	943,894
地代家賃	787,406	927,186
賞与引当金繰入額	37,107	55,797
退職給付費用	4,602	5,195
貸倒引当金繰入額	878	-

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
建物及び構築物	- 千円	7,236千円
工具、器具及び備品	-	2,164

## 4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日)

場所	用途	種類
愛知県名古屋市中区	unico事業用店舗	建物及び構築物、その他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗又は事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

店舗移転の意思決定に伴い、対象店舗につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失11,279千円として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物10,895千円、その他384千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)

場所	用途	種類
大阪府大阪市北区	unico事業用店舗	建物及び構築物、その他
東京都渋谷区	food事業用店舗	建物及び構築物
東京都世田谷区	food事業用店舗	建物及び構築物

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗又は事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

unico事業用店舗に関しましては、店舗移転の意思決定に伴い、対象店舗につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失1,191千円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,085千円、その他105千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。

food事業用店舗に関しましては、営業から生ずる損益が継続してマイナスである店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失4,474千円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物4,474千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	9,626千円	13,278千円
その他の包括利益合計	9,626	13,278

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,082,600	2,600	-	2,085,200
合計	2,082,600	2,600	-	2,085,200
自己株式				
普通株式(注)2	76	44	-	120
合計	76	44	-	120

(注) 1. 発行済株式の増加の内訳は次のとおりであります。

平成25年3月31日	新株予約権の権利行使による新株発行による増加	200株
平成25年4月30日	新株予約権の権利行使による新株発行による増加	1,000株
平成25年5月31日	新株予約権の権利行使による新株発行による増加	400株
平成25年7月31日	新株予約権の権利行使による新株発行による増加	200株
平成25年8月31日	新株予約権の権利行使による新株発行による増加	200株
平成25年11月30日	新株予約権の権利行使による新株発行による増加	400株
平成26年1月31日	新株予約権の権利行使による新株発行による増加	200株

2. 自己株式数の増加の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加44株です。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	2,085,200	400	-	2,085,600
合計	2,085,200	400	-	2,085,600
自己株式				
普通株式(注) 2	120	27	-	147
合計	120	27	-	147

(注) 1. 発行済株式の増加の内訳は次のとおりであります。

平成26年 5月31日 新株予約権の権利行使による新株発行による増加 400株

2. 自己株式数の増加の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加27株です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)
現金及び預金勘定	500,856千円	442,895千円
現金及び現金同等物	500,856	442,895



(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

## 1．報告セグメントの概要

当社は、取り扱う商品及び製品・サービスを基礎に、報告セグメントを「unico事業」と「food事業」に分類しております。各事業は、それぞれの取り扱う商品及び製品・サービスについて店舗運営を展開しており、その内容につきましては次のとおりであります。

事業区分	区分に属する事業内容
unico事業	家具・ファブリック等及びインテリア・雑貨等の企画・販売
food事業	産地直送の新鮮な食材を使用した料理を提供するレストランの運営

## 2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

## 3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	unico事業	food事業			
売上高					
外部顧客への売上高	6,182,411	137,681	6,320,092	-	6,320,092
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	6,182,411	137,681	6,320,092	-	6,320,092
セグメント利益 又は損失( )	506,282	4,607	501,675	-	501,675
セグメント資産	2,442,003	25,627	2,467,631	704,743	3,172,374
その他の項目					
減価償却費	105,446	-	105,446	15,070	120,516
減損損失	11,279	-	11,279	-	11,279
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	104,049	-	104,049	19,123	123,173

(注) 1．セグメント資産の調整額は、当社の管理部門等に係る資産等です。

2．減価償却費の調整額は、全社資産に係る資産等です。

3．有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係るものです。

4．セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致しています。

当連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	unico事業	food事業			
売上高					
外部顧客への売上高	7,494,158	147,782	7,641,941	-	7,641,941
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	7,494,158	147,782	7,641,941	-	7,641,941
セグメント利益 又は損失( )	656,957	10,880	646,076	-	646,076
セグメント資産	2,954,445	12,208	2,966,654	638,127	3,604,781
その他の項目					
減価償却費	134,753	-	134,753	16,152	150,905
減損損失	1,191	4,474	5,665	-	5,665
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	193,417	4,474	197,891	78,225	276,117

- (注) 1. セグメント資産の調整額は、当社の管理部門等に係る資産等です。  
2. 減価償却費の調整額は、全社資産に係る資産等です。  
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係るものです。  
4. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致しています。

[ 関連情報 ]

前連結会計年度(自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	フィリピン	合計
566,755	77,699	644,454

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

前連結会計年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)セグメント情報に記載しているため、記載を省略しております。当連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)セグメント情報に記載しているため、記載を省略しております。

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

前連結会計年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)  
該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

前連結会計年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
1株当たり純資産額	181.69円	238.62円
1株当たり当期純利益金額	37.57円	59.10円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	35.36円	55.61円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2. 当社は平成27年2月1日付で普通株式につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額、並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

	前連結会計年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	234,905	369,716
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	234,905	369,716
期中平均株式数(株)	6,251,826	6,255,980
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	391,794	392,111
(うち新株予約権)	(391,794)	(392,111)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 5 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第55期事業年度）の提出日（平成26年4月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年3月17日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成26年4月28日現在の資本金 (千円)	増加額 (千円)	平成27年3月17日現在の資本金 (千円)
206,274	2,857	209,131

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第55期)	自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日	平成26年4月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第55期)	自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日	平成27年3月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第56期第3四半期)	自 平成26年8月1日 至 平成26年10月31日	平成26年12月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年4月25日

株式会社 ミサワ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 竜彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 尚子	印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミサワの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミサワ及び連結子会社の平成26年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ミサワの平成26年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ミサワが平成26年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年4月25日

株式会社 ミサワ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 竜彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 尚子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミサワの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミサワの平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年12月8日

株式会社ミサワ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員業  
務執行社員 公認会計士 松 田 道 春 印

指定有限責任社員業  
務執行社員 公認会計士 木 村 尚 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミサワの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年8月1日から平成26年10月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年2月1日から平成26年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミサワ及び連結子会社の平成26年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。